

省力化技術導入支援事業実施要領

制定 令和7年12月18日付け新食第1854号
農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知

第1 通則

食品産業省力化投資促進緊急対策事業補助金交付等要綱（令和7年12月18日付け新食第1853号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に定める省力化技術導入支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 補助事業者

別表第1の事業を行う者は、（1）及び（2）に掲げる条件に該当するもの（以下「食品製造事業者」という。）とする。

- （1）食品の加工及び製造を行っている事業者（経営体としての業種区分にかかわらず、食品製造を行っている事業者とする。）又はこれらが組織する団体であって、法人格を有すること。ただし、中堅・中小企業（常時使用する従業員（パート、アルバイト及び当該事業者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）の従業員を含む。）の数が2,000人以下の事業者をいう。）に限る。
- （2）新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）に位置づけられた省力化投資促進プラン（令和7年6月13日策定）に掲げる食品製造業の労働生産性向上に資するモデル形成及び横展開を図るべく、第3第3項に定める食品製造業の省力化モデルとなる新技術を導入するための計画（以下「省力化実行計画」という。）を策定すること。

第3 事業内容

- 1 補助事業者が行う事業内容は、第2の（2）に規定する「省力化実行計画」の実行のために要する機械設備の導入であり、別表第2のとおりとする。
- 2 省力化実行計画には、次に掲げる項目を含むものとし、別記様式第1号別添1の様式に基づき記載するものとする。
 - （1）省力化に向けた定量的目標
 - （2）人材育成に関する事項
 - （3）外部支援機関との連携に関する事項
 - （4）横展開に関する事項
- 3 第1項の機械設備は、生産効率を対前年比で3%以上向上させる機能を有し、かつ、販売後4年未満の技術を活用したものとする。

第4 補助対象経費

補助対象経費の範囲は、別表第3に定める経費であって、本事業の対象として明確に

区分できるものとする。

なお、次に掲げる経費は対象としない。

- (1) 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費
- (2) 補助事業者又はその構成員が自力により現に実施し、又は既に完了している取組に係る経費
- (3) 事業の実施期間中に発生した事故又は災害のための経費
- (4) 証拠書類等により金額を確認できない又は他の事業費と区別できない経費

第5 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和7年度とする。

第6 事業の成果目標

- 1 食品製造業における省力化投資のモデルとして行う活動に関して、事業実施後に評価・検証可能な目標を定めるものとする。
- 2 第1項の活動とは、食品企業生産性向上フォーラムの活動への参画のほか、優良事例としてのノウハウの提供、講演会等におけるモデル事例の広報活動への参画及びモデル拠点としての機能発揮等の活動とする。
なお、食品企業生産性向上フォーラムとは、省力化投資促進プランに掲げるフォーラムであり、食品企業、機械メーカー等の事業者で構成し食品企業の実産性向上を推進するものである。
- 3 第1項の成果目標の達成年度は、事業実施年度の翌々年度までとする。

第7 事業実施手続

1 事業実施計画の提出

補助事業者は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、交付等要綱第6に定める交付申請書に添付するものとし、別記様式第1号別添4については、各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で添付するものとする。

なお、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料と内容が重複する場合には、別記様式第1号の別紙並びに別添1及び別添3について、その添付を省略できる。

2 事業等の着手

- (1) 補助事業者による事業の実施については、交付等要綱第8第1項の規定による交付決定の通知後に着手するものとする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、交付決定の通知を受けるまでに事業を実施する必要がある場合、補助事業者は、その理由を明記した別記様式第2号による交付決定前着手届を農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)(以下「総括審議官」という。)に提出した上で事業に着手するものとし、着手した取組については、当該取組の後に交付決定の通知を受けた範囲において、補助の対象とすることができる。
- (3) (2)の規定により交付決定の通知を受ける前に事業を実施する補助事業者は、交付決定の通知を受けるまでに実施する事業に関して、理由の如何を問わ

ず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。

第8 事業の採択基準

事業の採択基準については、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 補助事業者が、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。
- (4) 事業費について、適正な資金調達が可能であること。
- (5) 同一の提案内容で、本事業以外の農林水産省又は他の省庁の補助金の交付を受けず、かつ、受ける予定がないこと。
- (6) 事業の内容が、別表第2に記載の取組であること。
- (7) 食品企業生産性向上フォーラムに参画していること。
- (8) 省力化実行計画について第3第2項に掲げる項目を満たしていること。

第9 事業実施状況の報告等

- 1 補助事業者は、事業終了後速やかに別記様式第1号により事業実施状況に係る報告書を作成し、交付等要綱第17第1項の実績報告書に添付するものとする。
- 2 補助事業者は、事業終了年度の翌年度及び翌々年度の事業成果状況について、別記様式第3号により事業成果状況報告書を作成し、当該年度の翌年度の6月末までに総括審議官に報告するものとする。目標年度以前に成果目標を達成した場合にあっては、次年度以降の提出を求めない。

ただし、当該期限では適切に事業成果を評価することが困難な場合は、あらかじめ、総括審議官に報告の予定時期及び報告期日が遅れる合理的な理由を届け出た上で、報告するものとする。

- 3 総括審議官は、補助事業者が設定した成果目標が達成されていないと認める場合は、補助事業者に対し、必要な改善措置を指導し、補助事業者の成果目標達成の改善状況を報告させるものとする。
- 4 補助事業者は、事業実施中及び事業実施後において、モデル事例として労働生産性向上事例の提供、省力化等生産性向上に係る経験談等の発表その他モデル事例の横展開に資する活動の要請に応じるものとする。

第10 事業効果の調査分析

- 1 総括審議官は、本事業の効果について調査分析を行うため、補助事業者に対し、本事業の実施に関し、事業実施期間中もしくは事業完了後も必要な報告を求めることができるものとする。その際、補助事業者は、正当な理由がある場合を除き、当該調査

分析に協力するものとする。

- 2 総括審議官は、本事業の効果の調査分析に必要な場合には、関係行政機関又は当該調査分析業務の一部を受託した第三者に対し、本事業の実施に係る情報を提供することができるものとする。
- 3 総括審議官は、前項の規定により情報を提供する場合には、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

第11 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利又は育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は補助事業者に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次に掲げる条件を遵守するものとする。

また、事業の一部を補助事業者から受託する者にあっても同様とする。

- (1) 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく総括審議官に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、補助事業者又は本事業の一部を受託する者は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に総括審議官と協議して承諾を得ること。

なお、補助事業者と当該事業の一部を受託する者との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うものとする。

第12 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

調達に当たっては別添「補助事業における利益等排除の考え方」に従うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年12月18日から施行する。
- 2 新技術導入緊急対策事業実施要領（令和6年12月18日付け6新食第2097号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）は廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の新技術導入緊急対策事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

別 添

補助事業における利益等排除の考え方

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何にかかわらず、補助事業の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が、次に掲げる関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社（補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、前号に掲げるものを除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

(1) 補助事業者の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、これらが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

別表（第2～第4及び第8関係）

第1 公募対象事業名	第2 事業内容	第3 補助対象経費の範囲	第4 補助金額	第5 補助率
<p>食品産業省力化投資促進緊急対策事業のうち省力化技術導入支援事業</p>	<p>省力化実行計画を策定した食品製造事業者が当該計画の確実な実行において不可欠となる機械設備（※）の導入を支援するもの</p> <p>※生産効率を3%以上向上させる性能を有し、かつ販売後4年未満の技術を活用したものに限る。</p>	<p>第2の事業を実施するために直接必要な機械設備等の購入・設置に係る経費、システム構築費及びエンジニア経費等（設備メーカー、システムインテグレーター等によるエンジニア費用等）</p> <p>※ ただし、リース・レンタル料は補助対象外とする。</p>	<p>40,000 千円以内</p>	<p>1 / 2 以内</p>

令和〇年度 省力化技術導入支援事業 実施計画

省力化技術導入支援事業実施要領（令和7年12月18日付け新食第1854号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第7第1項の規定に基づく事業実施計画（事業実施状況）は別紙のとおりである。

- （注）
- 1 関係書類として、別紙及び別添1から4までを添付してください。
 - 2 省力化技術導入支援事業実施要領第9第1項の規定に基づく事業の実施状況に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名のうち「実施計画」とあるものを「事業実施状況に係る報告」とし、別紙のうち実施事業に係るもの並びに別添2から4までに実績を記載してください。また、「第7第1項」とあるのは「第9第1項」としてください。
 - 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 - 4 添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
 - 5 その他参考資料については、総括審議官の求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

令和〇年度
省力化技術導入支援事業 実施計画書

事業担当者名及び連絡先	補助事業者名			
	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	〒 所在地			
	電話番号		F A X	
	E-mail			
経理担当者名及び連絡先	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	電話番号		F A X	
	E-mail			

1 事業概要

(事業の目的)

※ 省力化実行計画（別添1）の記載内容との整合性に留意しつつ、機械設備の導入検討に至った製造現場での課題等の背景事情を含む本事業の目的について、簡潔に記載してください。

(事業の内容)

※ 本事業の取組事項について、詳細に記載してください。

※ 以下に記載された内容は、採択後に公表される内容となります。具体的に記載してください。

2 事業の実施体制

※ 本事業の実施体制について、その名称、概要及び事務処理体系について図などを用いて説明してください（社内体制、機械設備導入にあたっての社外協力体制、共同申請、委託先等予定も含む。）。

3 事業の実施スケジュール

- ※ 別表の第2の欄の取組について、補助事業実施期間内で完了する実施スケジュールを具体的に記載してください。
- ※ 時系列に従って具体的（いつどこで誰が何をする、いつどこに何を設置、納品等）に記載してください。

4 事業の目標及びその妥当性

- ※ 省力化実行計画（別添1）の省力化に向けた定量的目標、横展開に関する事項に記載した成果目標に関して、目標設定の考え方及び事業実施後の具体的な評価・検証方法を簡潔に記載してください。

5 団体概要（下記内容を網羅していれば別紙でも可）

- (1) 補助事業者の名称
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 代表者の役職名及び氏名
- (4) 設立年月日 ※事業継承の場合など、補記がある場合は記載してください。
- (5) 事業年度 ※現在の事業の開始年度を記載してください。
月～ 月
- (6) 業務区分 ※日本標準産業分類を参考にして記載してください。
- (7) 主たる業務の内容
- (8) 資本金
- (9) 従業員数
- (10) 雇用形態別の従業員数 ※「正社員及び契約社員」、「非正規雇用者及びパート・アルバイト」に分けて記載してください。ただし、従業員数には、当該事業者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）の従業員も含めるものとします。
- (11) 従業者の部門別構成比（製造部門、間接部門、その他）
- (12) 事業経理事務の処理体制図（経理事務の処理フローが分かるよう明記）（別添可）
- (13) 組織図（定員数及び在籍人数を明記）（別添可）

省 力 化 実 行 計 画

1 省力化に向けた定量的目標
2 人材育成に関する事項
3 外部支援機関との連携に関する事項
4 横展開に関する事項

総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	補助事業者	
		円	円	円	
合 計					

(注) 事業種類、事業細目及び備考の欄は、事業ごとに該当のある経費のみ記載してください。

経 費 内 訳 書

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		備 考
			国庫補助金	補助事業者	
		円	円	円	
合 計					

- (注) 1 備考には、経費積算の根拠（単価、員数、日数等を明記した計算式等）を記載してください。
- 2 他の事業者に本事業の一部を委託して行わせるときは、委託先の名称、委託する事業の内容及び当該事業に要する経費を記載してください。
- 3 経費の支出に関する規程（謝金及び旅費の単価等が分かるもの）等を添付してください。
- 4 補助金の交付決定前に発生した経費は、自己負担になります。
- 5 機械設備等の購入・設置に係る経費、システム構築費について、設備調達費（外部購入）と製造加工費（製造費、部品代含む）を分けて内訳を明示すること。
- 6 エンジニア経費等については、開発・設計段階と、設置段階を分けて記載すること。また、項目や単価と工数の内訳を明確にし、単価が技術者ランクによって異なる場合はそのことがわかる資料を提出すること。

別添4

環境負荷低減のチェックシート

	申請時 (します)		報告時 (しました)
		(1) 適正な施肥	
①	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討 (該当しない <input type="checkbox"/>) (注2)	<input type="checkbox"/>
		(2) 適正な防除	
②	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討 (再掲) (該当しない <input type="checkbox"/>) (注2)	<input type="checkbox"/>
		(3) エネルギーの節減	
③	<input type="checkbox"/>	工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める (該当しない <input type="checkbox"/>) (注2)	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める (該当しない <input type="checkbox"/>) (注2)	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討 (再掲) (該当しない <input type="checkbox"/>) (注2)	<input type="checkbox"/>
		(4) 悪臭及び害虫の発生防止	
⑥	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める (該当しない <input type="checkbox"/>) (注2)	<input type="checkbox"/>
		(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
⑦	<input type="checkbox"/>	食品ロスの削減に努める (該当しない <input type="checkbox"/>) (注2)	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理 (該当しない <input type="checkbox"/>) (注2)	<input type="checkbox"/>
⑨	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討 (該当しない <input type="checkbox"/>) (注2)	<input type="checkbox"/>
		(6) 生物多様性への悪影響の防止	
⑩	<input type="checkbox"/>	※特定事業場である場合 (該当しない <input type="checkbox"/>) (注2) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
		(7) 環境関係法令の遵守等	
⑪	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑫	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守 (注3) (該当しない <input type="checkbox"/>) (注2)	<input type="checkbox"/>
⑬	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める (該当しない <input type="checkbox"/>) (注2)	<input type="checkbox"/>
⑭	<input type="checkbox"/>	※機械等を扱う事業者である場合 (該当しない <input type="checkbox"/>) (注2) 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→

注1 第7第1項の規定による事業実施計画の作成に当たっては、その事業実施期間中に本チェックシートに記載された環境負荷低減の取組を実施する旨を「申請時（します）」欄の「□」に、チェックすること。第9第1項の規定による事業実施状況の報告に当たっては、その事業実施期間中に本チェックシートに記載された環境負荷低減の取組を実施したか否かを「報告時（しました）」欄の「□」にチェックすること。

注2 「該当しない」場合には□にチェックすること。この場合、当該項目のチェックは不要。

注3 (7) ⑬「関係法令の遵守」については、

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）、
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、
労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）、
国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
を遵守することを示す。

番 号
年 月 日

大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名

令和○年度省力化技術導入支援事業に係る交付決定前着手届

事業に着手した後は、交付決定を受けるまでは、事業実施計画の変更を行わないことを条件に、交付決定を受ける前に事業に着手したいので、省力化技術導入支援事業実施要領第7第2項（2）の規定に基づき届け出る。

記

- 1 事業の区分
- 2 事業費（円）
- 3 着手予定年月日
- 4 完了予定年月日
- 5 交付決定前に事業に着手する理由

番 号
年 月 日

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇年度省力化技術導入支援事業に係る事業成果状況報告書

令和 年度に実施した事業に係る事業成果状況について、省力化技術導入支援事業実施要領（令和7年12月18日付け新食第1854号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第9第2項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業計画に定めた成果目標及びその達成状況
- 2 評価A（目標を上回る進捗）、B（目標値どおりの進捗）、C（目標値を下回る進捗）
- 3 所見（より効果を高めるための改善点等）

（注1）添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

（注2）その他参考資料については、総括審議官の求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。